

# 生産面及び分配面の四半期別GDP速報等の 検討状況について

(家計の可処分所得及び貯蓄の試算結果等)

平成30年10月22日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

# I . 検討状況

(※前回部会(7月12日)で提示した内容)

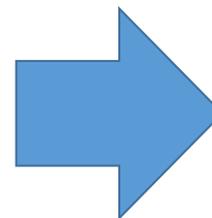
# 検討状況：家計の可処分所得及び貯蓄

## <推計方法>

- 項目により、利用可能な各種基礎統計を踏まえ、異なる手法を使用
- ① QE系列の活用(雇用者報酬、家計最終消費支出)
- ② 月次・四半期基礎資料の活用(営業余剰・混合所得、国税・社会保障給付等)
- ③ 年次基礎資料の活用(地方税)
- ④ トレンド推計(財産所得)

## <平成29年度以降の取組状況>

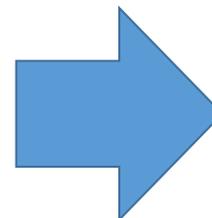
1. 平成23年基準での推計手法の開発  
新概念対応を実施し、精度検証中
2. 制度変更要因の適切な反映



今回報告

## <今後の検討課題>

1. 推計精度向上の取組の継続
2. 表章(公表形式)のあり方  
家計の購買力を示す指標として可処分所得の  
実質化を検討、など



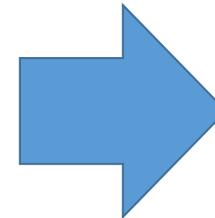
今回報告

## <推計方法>

- 項目により、利用可能な各種基礎資料（行政記録情報を含む）を踏まえ、異なる手法を使用
  - ① QE系列の活用（雇用者報酬）
  - ② 四半期基礎資料の活用（営業余剰・混合所得、国税・社会保障給付等）  
⇒家計可処分所得推計も活用
  - ③ 年次基礎資料の活用（地方税）
  - ④ トレンド推計（固定資本減耗等）

## <平成29年度以降の取組状況>

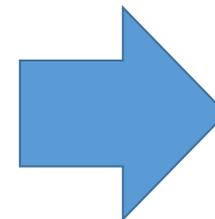
1. 平成23年基準での推計手法の開発  
新概念対応を実施し、精度検証中
2. 営業余剰・混合所得の基礎統計・手法の改善  
「法人企業統計」の継続標本を用いた推計方法  
の妥当性について検討中



年明けに  
報告

## <今後の検討課題>

1. 推計精度向上の取組を継続
2. 不突合の取扱いに関する考え方の整理



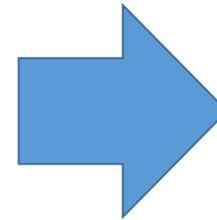
年明けに  
に整理

## <推計方法>

- 市場生産者分は諸外国でも一般的なシングル・インディケータ法を使用（非市場生産者分はQE推計値を利用）
- ① QE推計で得られる財貨・サービス別名目産出額と直近年の経済活動別財貨・サービス産出表（V表）から経済活動別名目産出額を推計
- ② デフレーターから経済活動別実質産出額を推計
- ③ 実質産出額の動きから実質付加価値を推計

## <平成29年度以降の取組状況>

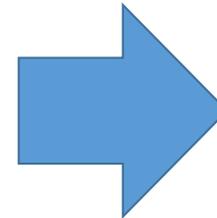
1. 平成23年基準での推計手法の開発  
分類、新概念対応を実施し、精度検証中
2. 季節調整手法の開発  
経済活動別に季節調整を適用



年明けに  
報告

## <今後の検討課題>

1. 推計精度向上の取組を継続
2. 不突合の取扱いに関する考え方の整理



年明けに  
に整理

## Ⅱ．家計の可処分所得及び貯蓄の試算結果等

# 1. 家計可処分所得、家計貯蓄率の推計概要

$$\begin{aligned} \text{①家計可処分所得} &= \text{雇用者報酬(受取)} + \text{営業余剰・混合所得} \\ &+ \text{財産所得(受取)} - \text{財産所得(支払)} \\ &+ \text{現物社会移転以外の社会給付(受取)} - \text{純社会負担(支払)} \\ &- \text{所得・富等に課される経常税(支払)} \\ &+ \text{その他の経常移転(受取)} - \text{その他の経常移転(支払)} \end{aligned}$$

$$\text{②家計貯蓄率} = 1 - \text{家計最終消費支出} / (\text{家計可処分所得} + \text{年金受給権の変動調整})$$

- 「2008SNA」の変更(企業年金に係る年金受給権の取扱い変更、財産所得の扱いの変更等)を踏まえた平成23年基準に対応した推計方法に変更。
- 具体的な推計は項目によって異なるが、以下のいずれかの方法により、年次推計の四半期分割値(確報値)をもとに計数を推計。
  - ・既にQEで推計されている系列を活用(例:雇用者報酬)
  - ・適切な四半期補助系列を用いて延長推計(例:営業余剰・混合所得)
  - ・適切な年次補助系列を用いて延長推計(例:所得富税のうち地方税)
  - ・その他、四半期別の情報が乏しい項目等については、トレンド推計(前期または前年同期と同値とする場合を含む)等の手法で推計(例:財産所得)
- 季節調整は、家計可処分所得における上記各項目の名目値及び「年金受給権の変動調整」で実施。「雇用者報酬」、「家計最終消費支出」はQEの季節調整値。

## 2. 家計可処分所得、家計貯蓄率の主な推計方法

- 「雇用者報酬」はQEの値をそのまま使用。
- 家計(持ち家)の「営業余剰」についてはQEにおける「持ち家の帰属家賃」、個人その他企業の「混合所得」については個人企業の一事業所あたりの営業利益に自営業主数を乗じた推計値、をそれぞれ補助系列として延長推計。
- 「財産所得」について、受取利子以外は直近年次推計の前年同期値の横置き、もしくはトレンド推計。受取利子については、QEにおけるFISIM推計の過程で得られるデータから算出した補助系列により延長推計。

項目	内訳	推計方法
雇用者報酬	—	QEにおける「雇用者報酬」をそのまま使用
営業余剰	家計(持ち家)	QEにおける「持ち家の帰属家賃」を補助系列として、直近年次推計から前期比延長
混合所得	農林水産	直近年次推計の前年同期値を横置き
	個人その他	「産業別一事業所あたり営業利益」(個人企業経済調査)に「産業別自営業主数」(労働力調査)を乗じた推計値を補助系列として、直近年次推計から前期比延長
財産所得	利子受取	QEにおけるFISIM推計の過程で得られるデータ(利子率、残高)を用いて直近年次推計から前年同期比延長
	利子支払	直近年次推計の前年同期値の横置き、またはトレンド推計(細かい内訳ごとに推計)
	配当	直近年次推計の前年同期値の横置き
	その他(投資所得、賃貸料)	直近年次推計の前年同期値の横置き、またはトレンド推計(細かい内訳ごとに推計)

## 2. 家計可処分所得、家計貯蓄率の主な推計方法

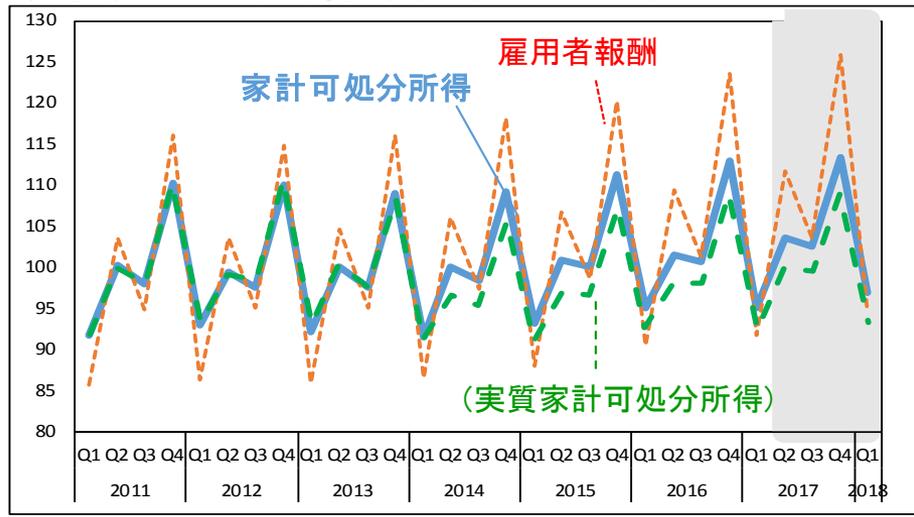
- 「所得・富税」については、国税分は財務省資料等、地方税分は「地方財政計画」を用いて推計。
- 「その他の経常移転」については、家計消費状況調査(総務省)、国際収支統計(財務省・日本銀行)などを用いて推計。
- 「社会給付」については、月次資料や予算書、QE値などを用いて推計。

項目	内訳	推計方法
所得・富等に課される経常税	国税	租税及び印紙収入、収入額調(財務省、月次)の所得税収等を用いて推計
	地方税	「地方財政計画」(総務省)で前年度比延長
純社会負担	-	QEの推計過程で得られるデータなどを用いて推計
現物社会移転以外の社会給付	現金による社会保障給付	厚生年金給付額及び国民年金給付額については、厚生年金保険・国民年金事業状況(事業月報)の年金総額(裁定額)により前年同期比延長。国共済は予算書(厚生年金給付費)の情報により延長。地方共済、私学共済は前年同期横置き
	その他の社会保険年金給付	直近年次推計の「年金基金による社会給付(退職一時金(民間・発生主義分)除く)」の前年同期値にQE値(退職一時金(民間・発生主義分))を加算
	その他の社会保険非年金給付	QEにおける「雇主の帰属非年金負担」をそのまま使用
	社会扶助給付	「被保護者調査」(厚生労働省)における生活保護被保護実員数で前年同期比延長
その他の経常移転	-	「家計消費状況調査」(総務省)、「国際収支統計」(財務省・日本銀行)などを用いて推計
年金受給権の変動調整	-	QEの推計過程で得られるデータなどを用いて推計

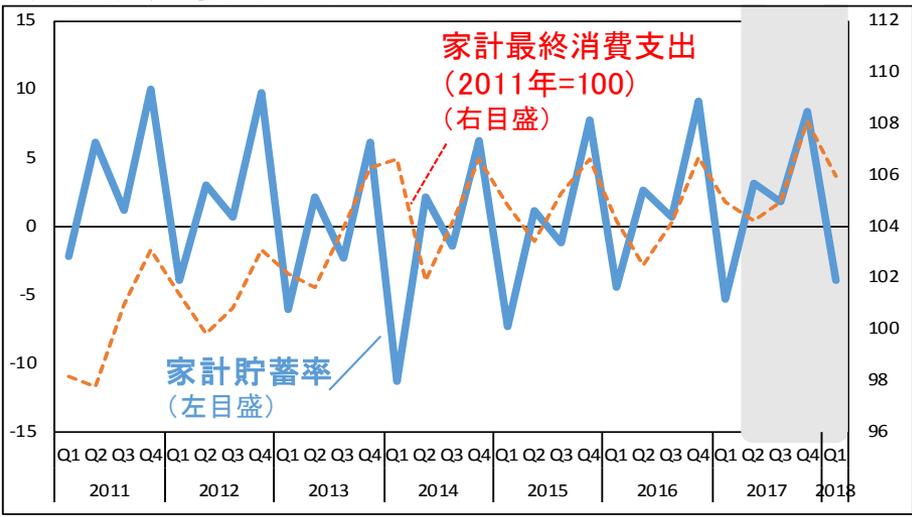
(注)生活保護制度における保護基準の見直しなどの影響については、「予算書」等から制度変更の概要や予算規模などを把握し、反映。

# 3. 平成23年基準における試算値(原系列)

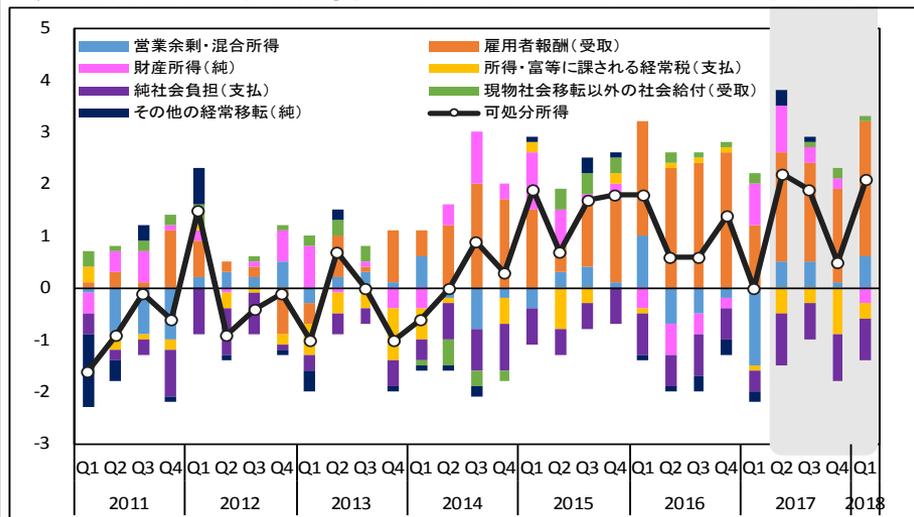
◇家計可処分所得(名目・原系列:2011年=100)



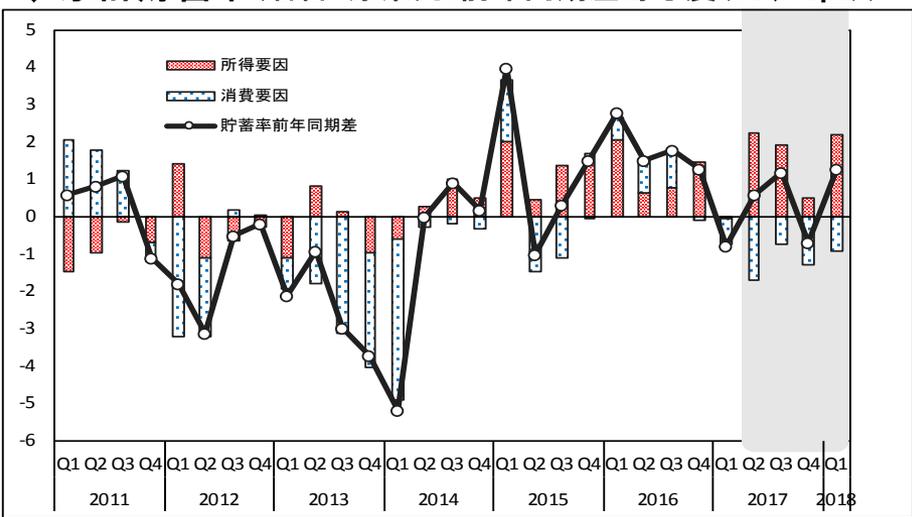
◇家計貯蓄率(名目・原系列(%))



◇家計可処分所得(名目・原系列前年同期比寄与度(%))



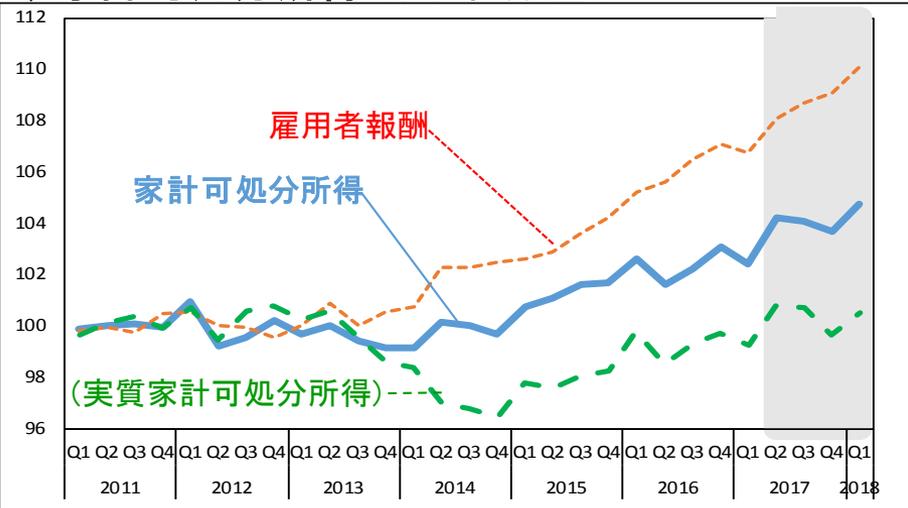
◇家計貯蓄率(名目・原系列:前年同期差寄与度(%、%pt))



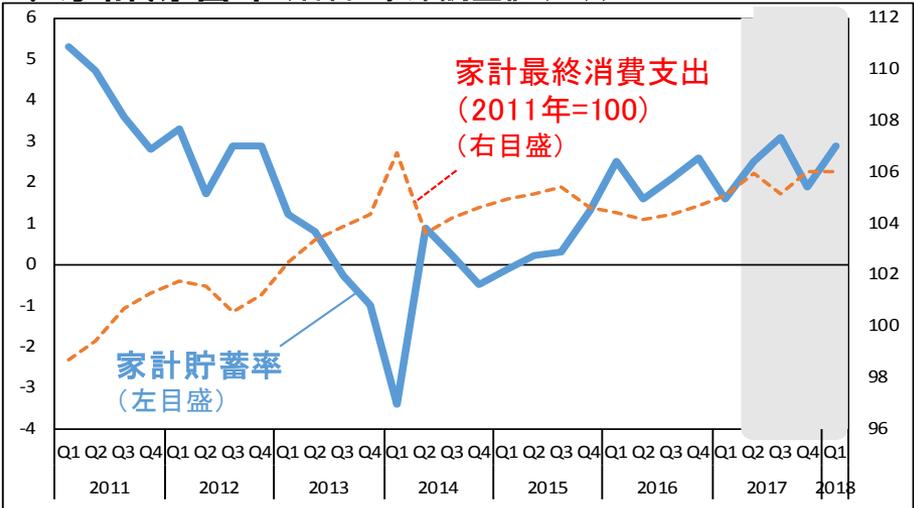
(備考) 各試算値は、2018年1-3月期時点で、2016年確報値をベンチマークに延長推計を行った暫定値。2017年4-6月期以降は速報値。支出側や雇用者報酬の系列は2018年1-3月期2次QE時点の公表計数。実質可処分所得は、名目値を家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃及びFISIM)デフレーターで除して算出した参考値。

# 3. 平成23年基準における試算値(季節調整系列)

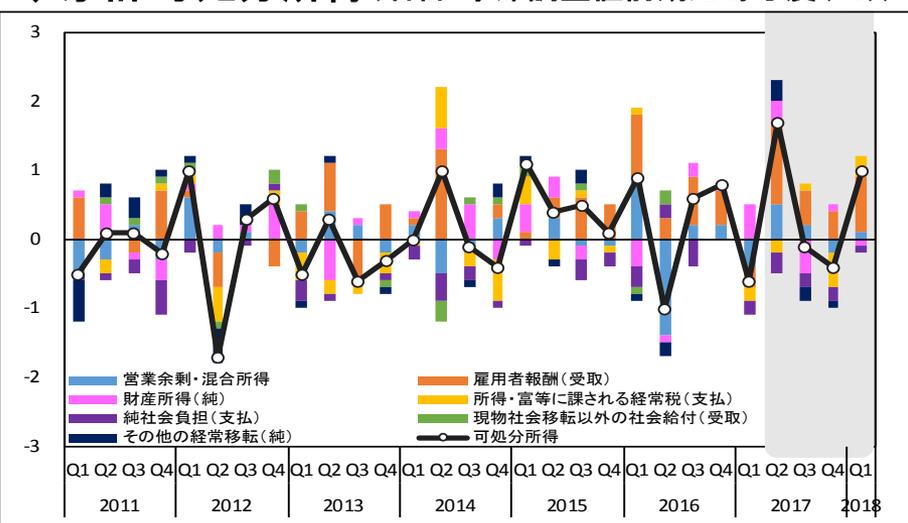
◇家計可処分所得(名目・季節調整値:2011年=100)



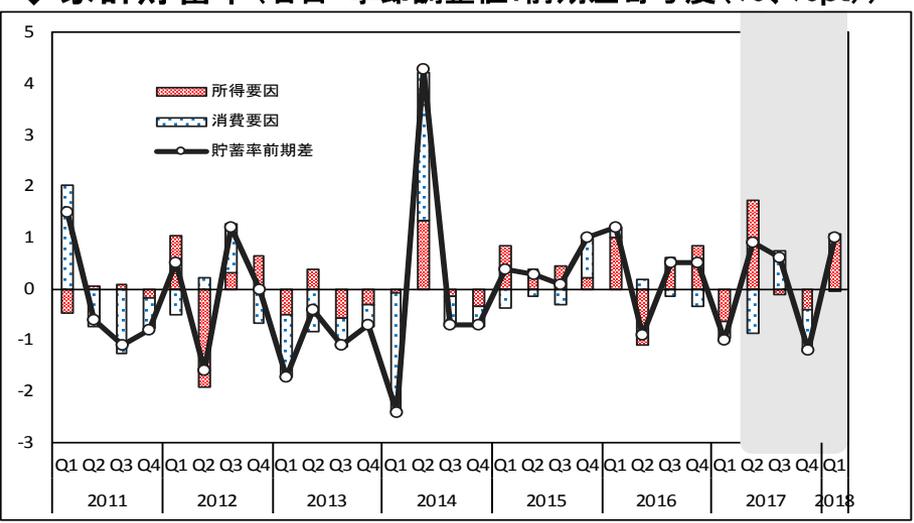
◇家計貯蓄率(名目・季節調整値(%))



◇家計可処分所得(名目・季節調整値前期比寄与度(%))

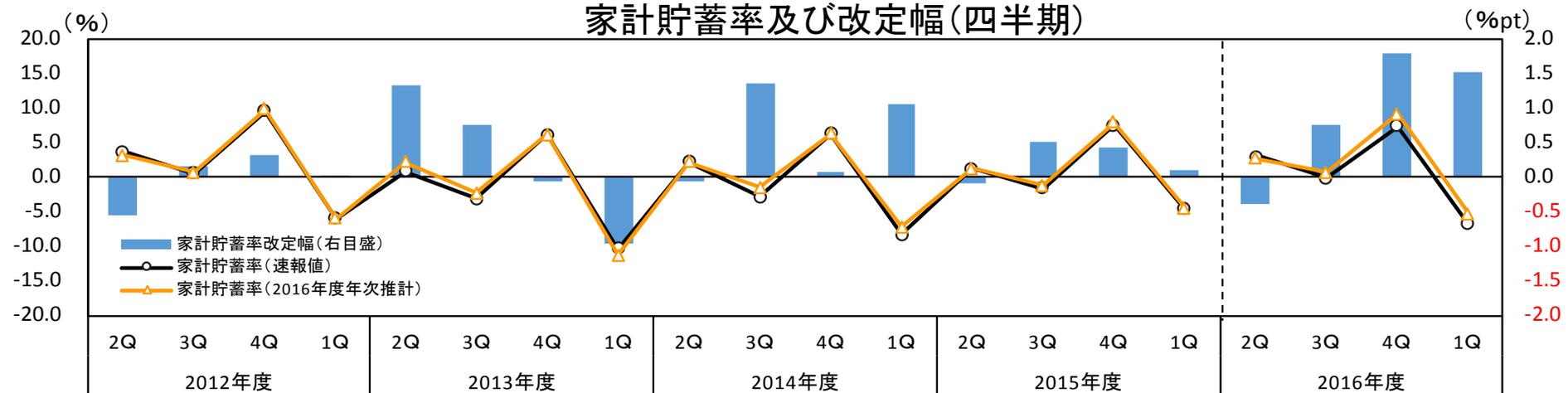
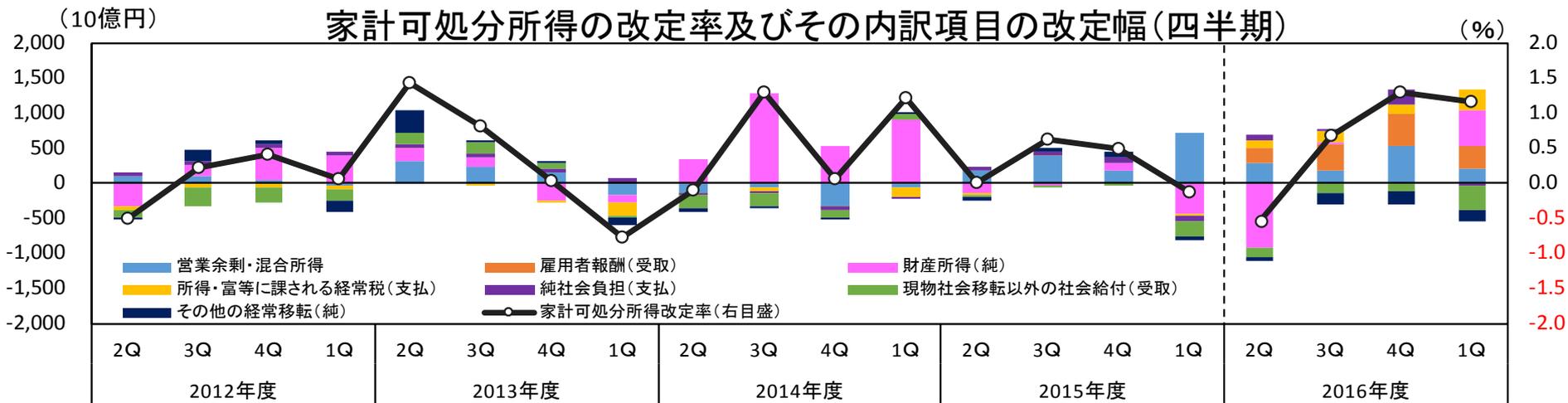


◇家計貯蓄率(名目・季節調整値:前期差寄与度(%、%pt))



(備考) 各試算値は、2018年1-3月期時点で、2016年確報値をベンチマークに延長推計を行った暫定値。2017年4-6月期以降は速報値。支出側や雇用者報酬の系列は2018年1-3月期2次QE時点の公表計数。実質可処分所得は、名目値を家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃及びFISIM)デフレーターで除して算出した参考値。

# 4. 推計精度の分析(四半期)



(備考)・2012年度～2015年度については、「2016年度年次推計」と「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて、「雇用者報酬」及び「家計最終消費支出」以外の項目について、過去に遡って速報値を試算し、2016年度年次推計との改定状況を分析

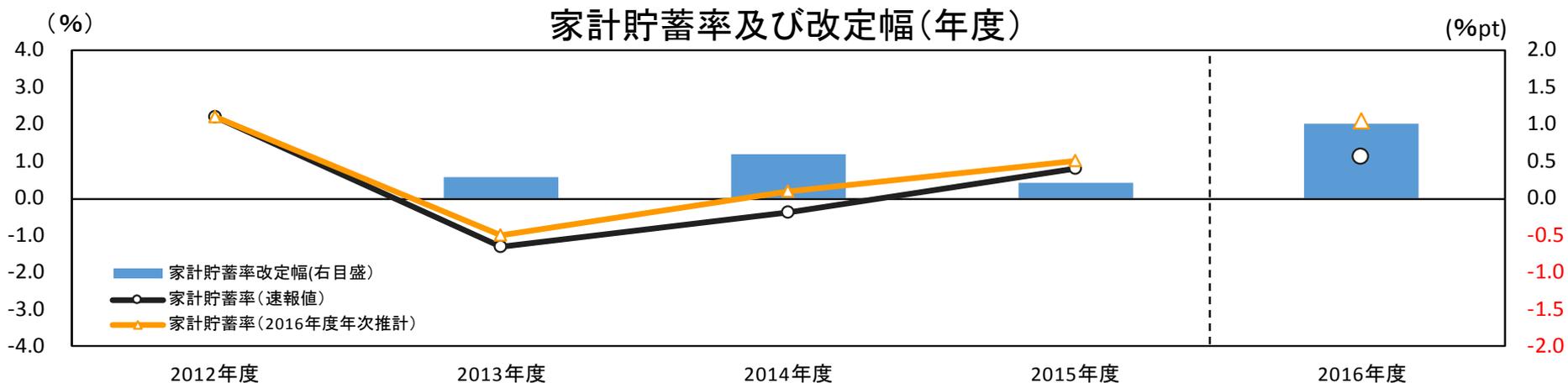
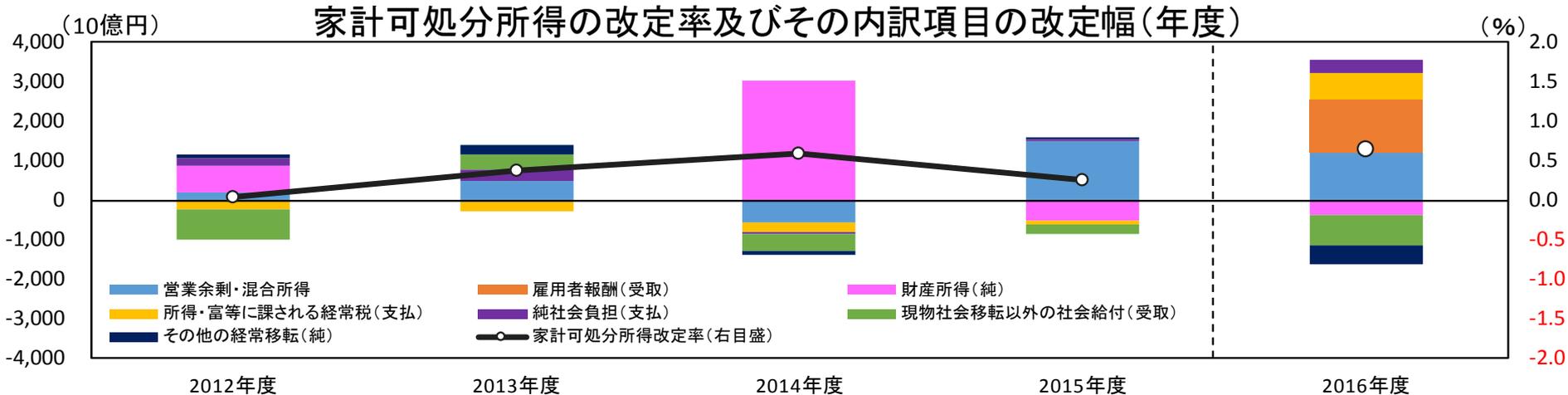
例：2014年度試算値は、「2016年度年次推計」の2013年度計数をベンチマークに、「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて算出

2015年度試算値は、「2016年度年次推計」の2014年度計数をベンチマークに、「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて算出

・2016年度は、23年基準で各四半期時点の速報推計を行い、2016年度年次推計と比較。このため、「雇用者報酬」や「家計最終消費支出」の改定も含まれる

・データは名目・原系列、所得・富等に課される経常税(支払)、純社会負担(支払)は家計可処分所得の控除項目なため、改定幅は逆符号で表示

# 4. 推計精度の分析(年度)



(備考)・2012年度～2015年度については、「2016年度年次推計」と「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて、「雇用者報酬」及び「家計最終消費支出」以外の項目について、過去に遡って速報値を試算し、2016年度年次推計との改定状況を分析

例：2014年度試算値は、「2016年度年次推計」の2013年度計数をベンチマークに、「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて算出

2015年度試算値は、「2016年度年次推計」の2014年度計数をベンチマークに、「2018年1-3月期時点の補助系列」を用いて算出

・2016年度は、23年基準で各四半期時点の速報推計を行い、2016年度年次推計と比較。このため、「雇用者報酬」や「家計最終消費支出」の改定も含まれる

・データは名目・原系列、所得・富等に課される経常税(支払)、純社会負担(支払)は家計可処分所得の控除項目なため、改定幅は逆符号で表示

## 5. 推計精度の定量評価

- 「4. 推計精度の分析」の結果を用いて、四半期速報推計値の年次推計値に対する改定の大きさについて、日本とイギリスで比較したところ、以下のとおり。
- 分析結果については幅をもってみる必要があるが、日本における速報推計から年次推計にかけての改定状況は、各項目ともにイギリスと比較して低めとなっている。

### <日本とイギリスにおける各項目の変化率改定幅の絶対値平均(単位:%ポイント)>

	日本
雇用者報酬	0.51
営業余剰・混合所得	2.31

	イギリス
雇用者報酬	2.50
営業余剰・混合所得	6.06

(備考)・日本の値は名目・原系列の前年同期値変化率の改定幅。データ期間は2012年度から2016年度。ただし、雇用者報酬については、23年基準のリアルタイムの四半期速報推計値について、2016年4-6月期から2017年1-3月期の改定状況。

・イギリスの値はONSホームページ(GDP income components – revision triangles)より作成。名目・季節調整系列の前期比の改定幅を4倍した値。データ期間は2010年から2014年における第3次速報から第3次年次推計の改定状況。

## 6. 公表系列

- 推計精度や主要諸外国の状況などを勘案し、以下の項目について公表していくことを検討中。

### <公表系列(案)>

#### ①家計可処分所得

- ・可処分所得
- ・実質可処分所得(※)
- ・雇用者報酬(受取)
- ・財産所得(純)
- ・純社会負担(支払)
- ・その他の経常移転(純)
- ・営業余剰・混合所得
- ・現物社会移転以外の社会給付(受取)
- ・所得・富等に課される経常税(支払)

#### ②家計貯蓄

- ・貯蓄
- ・貯蓄率(%)
- ・家計最終消費支出
- ・家計可処分所得
- ・年金受給権の変動調整

※実質可処分所得は、名目家計可処分所得を家計最終消費支出(除く持ち家の帰属家賃及びFISIM)デフレーターで除したものの。